

会社分割法制について

目 次

1 .	商法等の一部を改正する法律案の概要	1
2 .	企業の再編成のための法整備の必要性	2
3 .	会社分割とは	3
4 .	会社分割法制創設のメリット	4
5 .	会社分割を用いた金融機関の再編成の例	5
6 .	分割の手続	6

商法等の一部を改正する法律案の概要

会社が組織の再編成を行うことを容易にするため、その営業を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設する。

1 企業の再編成のための法整備

- ・ 平成9年 合併法制の合理化
- ・ 平成11年 株式交換制度の導入
- ・ 平成12年 会社分割法制の創設（予定）

〔注〕

- (1) 会社分割法制の創設については、規制緩和推進三か年計画（平成11年3月30日閣議決定）において、平成12年度を目途に結論を得ることとされていたが、産業競争力会議における経済界からの強い要望及び小渕総理からの指示を受けて、今国会に法案を提出することとした。
- (2) アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、EU等は、いずれも会社分割法制を有している。

2 法案の概要

(1) 分割の種類

ア 新設分割と吸収分割

新しく設立する会社に営業を承継させる新設分割と既存の他の会社に営業を承継させる吸収分割とを認める。

イ 物的分割と人的分割

営業を承継する他の会社の株式を、分割をする会社に割り当てること（物的分割）も、分割をする会社の株主に割り当てること（人的分割）もできる。

(2) 分割の手続

ア 分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）の作成

イ 分割計画書等の事前開示

ウ 分割計画書等の株主総会の特別決議による承認

エ 反対株主の株式買取請求権

オ 債権者保護手続

カ 分割の登記

(3) 分割の効果

承継される営業に係る権利義務は、分割計画書の定めるところに従い、一括して法律上当然に他の会社に移転する。

3 分割に伴う労働契約の承継等

労働省において、「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案」を準備している。

企業の再編成のための法整備の必要性

国際的大競争時代の到来



企業の競争力の確保



組織の柔軟な再編成



組織再編のための法整備

合併法制の合理化

平成9年



株式交換制度の創設

平成11年

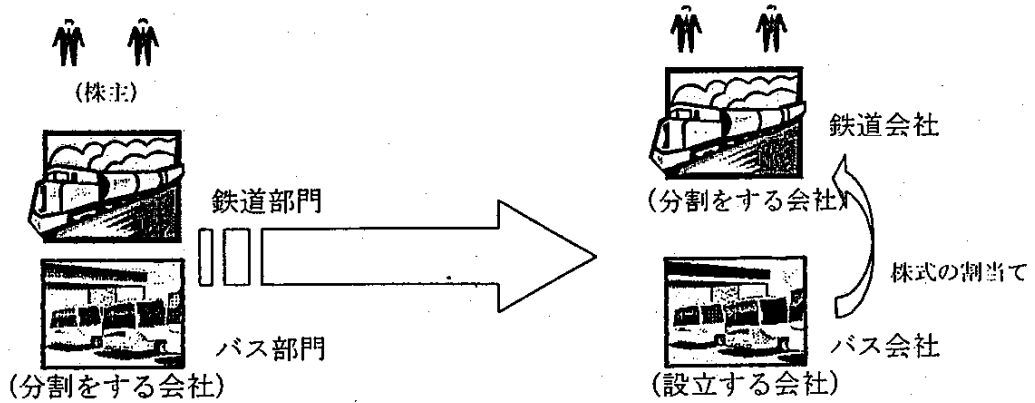


会社分割法制の創設

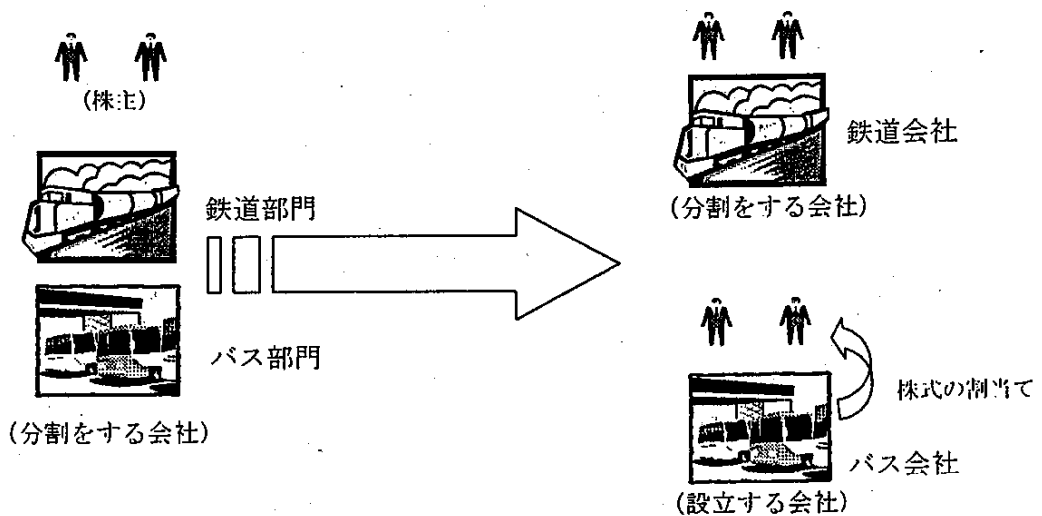
本年予定

会社分割とは

物的分割・・・分割に際して発行する株式を分割会社に割当て



人的分割・・・分割に際して発行する株式を分割会社の株主に割当て

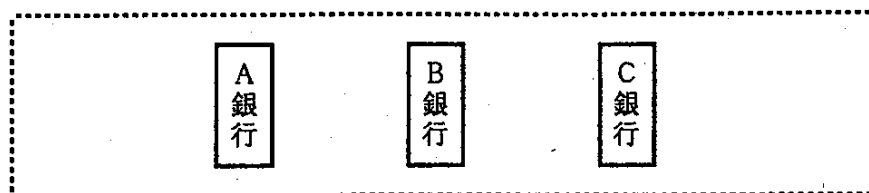


会社分割法制創設のメリット

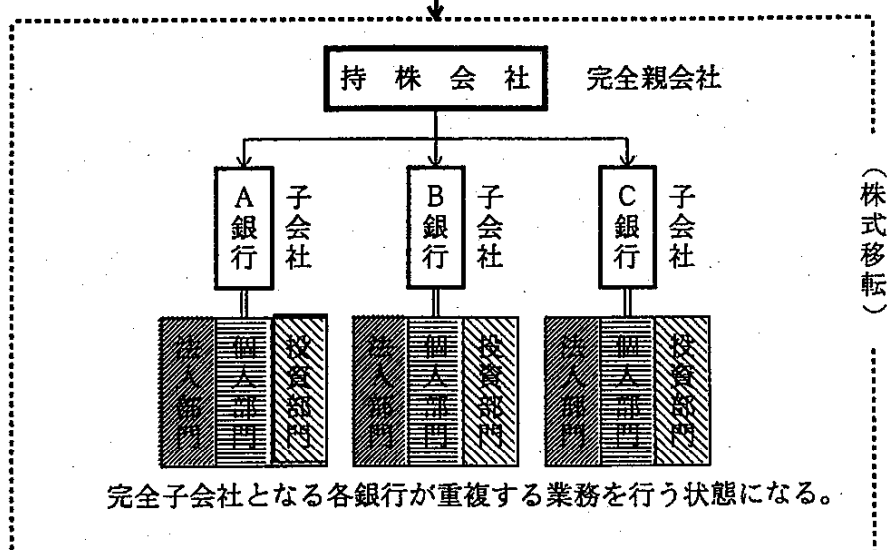
	現行制度の問題点	会社分割法制の創設による改善点
人的分割の制度	〔制度の有無〕 人的分割の制度は存在しない。	〔制度の内容〕 営業を承継する会社の発行する株式を分割をする会社の株主に割り当てる。 〔メリット〕 ・ 持株会社の下にある子会社を事業別に再編成することが可能になる。 ・ 中小企業の株主間の紛争を解決することができる。
物的分割の制度	〔制度の有無〕 ・ 営業の現物出資等による。 〔問題点〕 ・ 会社設立の手続が完了するまでの間、営業を停止しなければならない。 ・ 裁判所が選任する検査役の調査が完了する時期の見込みが立たないため、会社の設立等の時期の確実な予測が困難である。 ・ 債務の引受けについては、債権者の個別の同意を得なければならない。	〔制度の内容〕 ・ 営業を承継する会社の発行する株式を分割をする会社に割り当てる。 〔メリット〕 ・ 営業を停止することなく承継することができる。 ・ 検査役の調査が不要であるため、具体的な分割のスケジュールを立てることができる。 ・ 債務の引受けについても、債権者の個別の同意を要しない。

会社分割を用いた金融機関の再編成の例

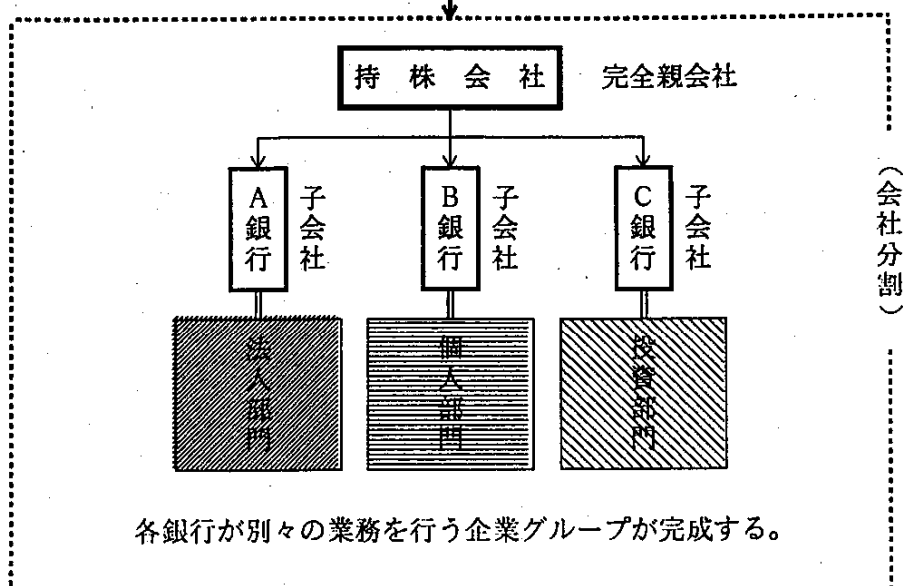
独立した三つの銀行がグループ化するため、組織の再編成を行う。



まず、組織再編の第1段階として共同で株式移転を行うと



次に、組織再編の第2段階とし共同で会社分割を行うと



分割の手続

